



目議第1573号
令和5年11月9日

様

目黒区議会議長

おのせ 康 裕

質問通告について

令和5年11月21日開会の第4回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

記

一般質問

質問者氏名 西村 ちほ

目安時間 30分

1 目黒区職員等のメンタルヘルス対策について

令和4年度、特別区の病気休職者数全体のうち心の健康問題によるものの割合は87.3%とこの5年間で最高となった。本区で実施しているストレスチェックはメンタルヘルス対策や職場環境の改善へとつなげられているのか。また、メンタルヘルス不調の予防と早期発見、休職中から職場復帰、再発防止の取り組みについて伺う。

2 目黒区職員等のハラスメント被害及び加害の防止について

ハラスメントに関して年間どの程度の苦情・相談があるか。また、ハラスメントによる問題に対し、どう対応することとしているのか伺う。

質問者氏名 かいでん 和弘

目安時間 55分

1 「m o t t E C O (モッテコ)」を活用した飲食店のフードロス削減策について

本区では令和元年度より「食べきり協力店」制度を開始しているが、飲食店の参加状況は芳しくなく、令和5年11月時点でわずか12店舗にとどまっている。

この現状からすると、飲食店におけるフードロスの削減には「食べきり協力店」の普及啓発のみならず、環境省、農林水産省、消費者庁が提唱するドギーバッグ（通称「m o t t E C O」）の積極活用といった、より踏み込んだ施策が必要であると考えます。

「m o t t E C O」については、金沢市や京都市等全国17区市町が、オリジナルの持ち帰り容器を用意する等の方法で普及啓発に努めている（「m o t t E C O」以外の名称でドギーバッグの普及啓発を行う自治体は上記に含まれない）が、なかでも杉並区では今年度、6事業者とコンソーシアムを組み、「m o t t E C O普及推進モデル事業」を開始した。この事業では、区が協力店に対して持ち帰り容器と普及啓発用の広報物を提供する一方、協力店には、持ち帰りを希望する利用者に対する容器の提供と、注意事項を記載したチラシの配布・説明等を求めており、今年度は50店のみ募集をしたところ、11月8日現在ですでに61店舗が参画しているという。

また、ドギーバッグの効果については札幌市で調査が行われている。それによれば、令和2年度にドギーバッグを試行導入した店舗のうち、生ごみの量が減った店舗が約4割、今後も持ち帰りを継続すると回答した店舗が約9割と、効果の高さが示されている。

目黒区でも、「m o t t E C O」の取り組みを事業者や区民任せとするのではなく、区内店舗への容器や卓上ポップ等の広報物、注意事項を記載したチラシ等の提供を通じた積極的な周知啓発・事業者支援を行っていくべきと考えるが、区の所見を伺う。

2 犯罪被害者支援について

(1) 犯罪被害者支援における区の役割の明確化について

令和4年、東京都総務局が犯罪の被害者やその家族・遺族等に向けて

発行した「Tokyo被害者支援ノート」によれば、「犯罪被害全般に関すること」は犯罪被害者等支援のための東京都総合相談窓口、「捜査・安全確保等に関すること」は警察署に、「法律・裁判手続きに関すること」は弁護士会犯罪被害者支援センターに、そして「日常生活に関すること」は区市町村の「犯罪被害者等のための総合的対応窓口」に相談するとされている。

目黒区における「犯罪被害者等のための総合的対応窓口」は人権政策課人権・同和政策係となっているが、同課が制作した区ウェブページでは、都の総合相談窓口を案内するにとどまり、区の役割等は明確化されていない。

区ウェブページ上に、人権政策課が総合的対応窓口であることを明確化するとともに、区がどのような支援を行えるのかということや、関係機関の問い合わせ先等必要な情報を記載するべきと考えるが、区の所見を伺う。

(2) 現在の区の対応方法について

目黒区が犯罪被害者からの相談・問い合わせを受けた場合、現在どのように対応を行っているか（実例がない場合は想定を伺う）、また、現在本区ではどのような犯罪被害者への経済的・心理的・その他の支援策を用意しているか伺う。

(3) 区独自の犯罪被害者支援について

区民が犯罪の被害者となってしまったケースにおいて、その方及び家族・遺族が現在受けられる主な支援制度としては次のものが挙げられる。国の制度として、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金からなる犯罪被害給付制度。警視庁の制度として診察料の助成、病院の紹介、カウンセリング、自宅に戻れないケースでの宿泊先の手配、ハウスクリーニング費用の助成。東京都の制度として、見舞金の支給、転居費用の助成、無料法律相談、被害者参加制度による弁護士費用の助成。日本司法支援センター法テラスの制度として、民事法律扶助制度、犯罪被害者法律援助。

ただしこれら支援制度には、資力要件等の制限がかけられているものもあるうえ、そもそも被害によって生じた生活の困りごと解決は区市町村に委ねられているため、区の果たすべき役割は大きい。この点、例え

ば中野区では家事援助、育児・介護援助、外出援助や配食サービス等、一般の区民には有料で実施しているサービスを、犯罪被害者等は無料で利用できるようにしている。同様に杉並区でも、裁判所や病院等への付添いや、一時利用住宅の提供等の支援を行っている。

介護や障害と同じく、“区民の誰もが”犯罪被害に遭う可能性があることを踏まえれば、犯罪被害者及びその家族・遺族等を支援する区の独自施策が必要であると考え、区の見解を伺う。

3 HPVワクチンの男性への接種補助について

今年6月の第2回目黒区議会定例会において示された、男性へのHPVワクチン接種に対する本区の見解は、「日本における男性へのHPVワクチン接種導入の効果等を含めた実効性のある子宮頸がん対策に関する国の議論を注視してまいりたい」というものであった。しかしその後、9月の都議会において都知事より、HPVワクチンの男性への接種について、「今後、国の検討状況等を総合的に勘案し、男性接種にかかる区市町村への支援について検討していく」との前向きな姿勢が示された。

未だ都の補助事業の詳細は明らかになっていないものの、都補助の開始と同時に本区でも男性へのHPVワクチン接種補助を実施できるよう、準備すべきと考えるが、所見を伺う。

4 立会川緑道のリノベーションについて 【書画カメラ使用】

本区の立会川緑道は、① 車道の狭さ（塔柱と車との接触事故が多発）、② バリアフリー対応の不十分さ（一部箇所には点字ブロックが設置されているものの、視覚障害者が歩くことは危険な状態）、③ 水はけの悪さ（雨天時の歩行は困難なことも）、④ 傾斜や凹凸による歩きにくさ等、歩車双方にとって優しくない構造的問題を複数抱えている。特に、④の課題については、高さ60センチメートル分の傾斜や、効果の薄い点字ブロック、桜の根上がり等によるタイルの凹凸等により歩きにくい路面になっている結果、本来最も歩道を必要としているはずの高齢者や車いすユーザー、ベビーカーを押す親子連れが緑道外を歩かざるを得ないことも多い。このことを踏まえ、以下2問伺う。

- (1) 現行の実施計画に掲げる「緑道改修」には、立会川緑道の区間は含まれていないが、改修箇所を定める際の優先順位はどのように決めているのか、考え方を伺う。

(2) 立会川緑道では現在、桜の木の植え替え作業も順次進められているが、仮に緑道のリノベーションが必要となった場合、桜の植樹方法にも影響が及ぶ可能性が想定される。立会川緑道については、「サクラ再生実行計画」と足並みを揃える必要があることから、高優先順位でリノベーションを実施すべきであると考えているが、区の所見を伺う。

質問者氏名 は ま よう子

目安時間 35分

「誰ひとり取り残されない目黒」を目指して、大きく3点6項目の質問をさせていただきます。

1 「見守りおむつ定期便」の導入について

兵庫県明石市、福岡市、品川区等の全国の様々な自治体で「見守りおむつ定期便」制度を導入しています。また、来年4月からは世田谷区および豊島区でも導入が検討されていると聞いています。これは、保健師や研修を受けた支援員等が、育児用品を届けるために定期的に訪問することで、生まれたばかりの子どもを育てる不安や社会からの孤立を解消する取り組みです。育児相談を受け、具体的な支援へつなげることも可能です。目黒区においても、子育て期における不安・孤独・孤立解消、虐待未然防止、経済的負担の軽減のためにも目黒らしいやり方で導入を検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

2 「ホームステイ型民泊事業」について

新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、インバウンドが急増しています。今年3月には、政府が第4次「観光立国推進基本計画」を策定し、2025年度までの3か年で進める方針や目標を打ち出し、消費額や宿泊数の指標等を掲げ、観光立国の再興を目指しています。

目黒区は様々な場所へのアクセスが良く、目黒を拠点として東京都内はもちろん、近郊県へ気軽に足を運べます。また、目黒区内でホームステイ型民泊で家主と共に過ごす中で、日本の生活様式を体験し、おもてなしの心で日本の魅力を発信していくことは、日本を再度訪れたいくなる気持ちを高め、リピーターを増やすことにつながり、目黒区に多大な経済効果をもたらすと思いますが、区の見解を伺います。

- (1) 平成30年6月15日から住宅宿泊事業法が施行されましたが、施行されてから現在まで、目黒区においてホームステイ型民泊の状況・現状を検証し、課題やその他問題はあったのでしょうか。また、問題があった際、どう対処されたのか伺います。
- (2) 日本人の生活様式を体験し、目黒の魅力を深く知ってもらうためには、長期間滞在していただくことが重要だと考え「ホームステイ型民泊事業」における宿泊日数の規制緩和が必要だと思いますが、区の見解を伺います。

3 「壁画アート」による街づくりについて

日本各地および世界では、アートを街に取り込み、芸術・文化創出による観光客誘致、商店街・地域活性化等に成功している事例が多々あります。目黒区でも、自由が丘地域で自由が丘アート委員会が立ち上がり、アーティスト「OLI」さんによる壁画制作や、アートイベントを様々開催しています。また、目黒区民センターでは、既存の壁を利用した壁画アートを施すことで、ウクライナへの平和を願うと共に、訪れた人々に憩いと安らぎの場を提供しています。そこで、オール目黒として壁画アートというパブリックアートを区内全域に広げていく、という方針・支援をしっかりと打ち出し、日常的に芸術・文化を発信していくことで、目黒らしさを生かした観光立国の推進、商店街・地域活性化等に大きく寄与すると思いますが、区の見解を伺います。

- (1) 日本各地および世界では、壁画アートによる街づくりを推進することで、街の防犯・美化を高め、芸術・文化香る街の実現に寄与し、観光都市目黒区として来訪者が増えるきっかけになるとと思いますが、区の見解を伺います。
- (2) 壁画アート制作を通して、学校や目黒区在住アーティスト、民間企業等に協力を仰ぐことで、多様な人々による新たな交流機会が生まれ、目黒が目指す「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」の創出にも繋がるとと思いますが、区の見解を伺います。

質問者氏名 岩崎 ふみひろ

目安時間 55分

1 物価高騰から緊急的に区民生活の支援を

物価高騰などの影響で、区民の暮らし向きは大変になっている。働く人の実質賃金は18か月連続のマイナス、26年前と比べて年間64万円も減っている。また、消費支出は実質で7か月連続のマイナスになっている。長期にわたって実質賃金が減り続けているところに物価高騰が襲ってきた。ここに暮らしの特別の困難がある。

区としても物価高騰から緊急的に区民生活を支援することが必要と考え、以下、伺う。

(1) 消費税の減税、インボイス制度の中止を国に要請せよ

消費税減税は物価を直接押し下げ確実に消費に結びつく。家計支援とともに景気対策、とりわけ中小企業支援にもなる。10月から始まったインボイス制度で、課税業者になった小規模事業者やフリーランスには、年間15万円もの負担が加わるといわれ、「1か月分の収入が消える」と悲鳴が上がっている。事実上の増税と言っても過言ではない。地域を支える業者の仕事や、文化芸術に取り組む人たちの死活問題である。消費税減税、インボイス制度の中止を国に要請すべきだと考えるが、伺う。

(2) 区内中小零細企業や個人事業主の家賃補助や燃料費補助を

区の世論調査でも、暮らし向きが苦しくなった理由のなかで、「営業不振などで給料や収益が増えない、または減った」が25.5%と最も高くなっている。区内業者の動向も引き続き厳しさが続くところが多い。区独自で区内中小零細企業や個人事業主の家賃補助や燃料費補助を行うべきだが、伺う。

(3) 生活保護世帯に対し、区独自の冬季加算を

近年の気候変動の著しい中、暖房費の負担が非常に大きくなり、法定の冬季加算では非常に厳しい状況にある。生活保護世帯の生活は特にひっ迫している。緊急的に区独自で上乘せすべきだが、伺う。

2 介護にかかる負担軽減、対策の充実を

(1) 第9期介護保険事業計画改定に向けた国の動向について

政府は来年度の介護保険改定にむけ、介護利用料2割負担の対象を

広げる試案を社会保障審議会の部会に提示。また、65歳以上の介護保険料を所得410万円以上で増額、訪問介護事業所の介護報酬の減額強化など、負担増をはじめ様々な検討を進めている。物価高騰と年金の目減りにあえぐ高齢者に、医療費に続く負担増の追い打ちをかければ、耐えがたい負担増となってしまう。現在の国の動向について伺う。

(2) 第8期介護保険事業計画期間中の介護給付費等準備基金の運用、活用について

区は介護給付費等準備基金の運用、活用について、計画期間内に介護サービスに係る給付が増減した場合等の収支バランスを確保するための基金としている。第8期介護保険事業計画のこの3年間、残高は20億6,500万円余から約36億8,000万円へと16億1,500万円ほど増額する見込みを立てているが、第8期の保険料をもっと抑えられたのではないか。この基金について、どういう運用や活用を行ってきたのか伺う。

(3) 第9期の介護保険料の引き下げのため、準備基金の活用とともに、国に公費負担の増額を要求し、区として一般財源の投入を

物価高騰や年金が切り下げられるもとで、第9期の保険料負担増は避けなければならない。介護保険料の引き下げのため、準備基金の活用とともに、国に公費負担の増額を要求し、区として一般財源の投入をはかるべきだが、伺う。

(4) 高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業の利用対象の拡大を

区独自の高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業は銭湯介助や理美容室介助、身体の急変などの緊急対応しか対象になっていない。しかし、介護認定に至らないまでも外出介助が必要な高齢者が増えてきている。買い物などの外出についても制度の対象にすべきだが、伺う。

3 区立保育園の安定的な運営の確立を

現在の保育士不足などを反映し、区立保育園の人員体制の確保は特別の努力を要するものとなっている。給食調理の体制維持や産休・育休の代替職員の確保など課題が山積している。そこで、以下、質問する。

(1) 区立保育園の給食調理について直営を残すこと

民間保育園の給食調理の水準を向上させていくためにも、また、区

立保育園の給食調理の水準を維持するためにも、給食調理の民間委託計画を見直し、直営の保育園を残すべきだが、伺う。

(2) 産休・育休、病休職員などの代替は常勤職員の採用を

区はこれまで、区立保育園の産休・育休、病休代替職員を任期付き職員や人材派遣職員、会計年度任用職員で補充しているが、実欠員数は例年10～15人程度で推移している。園の保育を維持するのに十分な体制になっていない。人員の確保および保育体制を確保するためにも、欠員の補充には常勤職員を採用すべきだが、伺う。

4 新耐震基準の建物も耐震助成の対象に

東京都は2000年以前の新耐震基準の木造住宅の耐震化助成を始めている。この間、23区では新たに品川区で実施を決め6区が実施している。大地震による被害を抑えていくためにも、区として木造住宅の耐震診断、設計、改修にかかる助成について、今こそ2000年以前の新耐震基準の建物も対象にすべきだが、伺う。

質問者氏名 細 貝 悠
目 安 時 間 5 5 分

1 孤独、孤立対策について

(1) 孤独・孤立対策地域協議会設立について伺う。

(2) 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の活用について伺う。

2 職員の業務負担軽減、士気向上について

(1) 作業の効率化について

ア 受付業務のタブレット化(書かない窓口)、手続きのネット化について伺う。

イ モバイルワークについて伺う。

(2) 職員の士気向上について

ア 職員のエンゲージメント指標の内容と改善について伺う。

イ 若手職員に予算と権限を付与して行う新たな取り組みについて伺う。

(3) 働き方改革について

ア 職員の増加、働き場所の確保について伺う。

イ 民間業者による職員の働き方改革進捗状況とその内容について伺う。

3 区民の声の活用について

(1) 1年に1回の世論調査の実施について伺う。

(2) 区政への地域幸福度指標の活用について伺う。

(3) アンケート調査後のフィードバックの共有方法について伺う。

質問者氏名 こいで まあり

目安時間 30分

1 区民センター建替え、目黒区美術館取り壊しについて

【書画カメラ使用】

本年10月、モネの睡蓮で有名な香川県直島の地中美術館、民家と現代アートの融合である家プロジェクトなどを生活福祉委員会にて視察した。地中美術館は直島の景観や住民の生活環境を壊さない様、ほぼ地中に造られている。建築家安藤忠雄氏の設計による美術館で、総合教育企業であり上場企業であるベネッセの創業者一族が運営する財団法人が運営している。島民の人口約3,000人に対して、年間50万人、3年に一度開催される瀬戸内国際芸術祭の開催年には1.5倍の65万人の観光客が直島を訪れている。世界で最も著名な旅行ガイドブック「ロンリープラネット」では、東京・京都に続いて日本で行くべき場所の第3位に直島がランキングされているそうである。

(1) 直島の地中美術館のように、区民センター一帯の景観や既にある住民コミュニティに配慮した、GDPはドイツにも抜かれて世界第4位となったが、まだまだG7の一員であり、先進国日本の首都東京の中心部の一角に位置する目黒区らしい、洗練された再開発を目黒区でも実現できないか。具体的には再開発にあたり取り壊しが想定されている目黒区美術館を、できるだけそのまま活用する方向性を模索できないか伺う。

(2) 開発にあたっては財源の効率的活用を目的とし、官民連携PFI手法を用いる方向性となっているが、美術分野などに尽力する目黒区にゆかりのある財団法人等との連携も含めて、多様な手法を検討して頂けない

か伺う。

2 目黒区における成年後見制度の運用について 【書画カメラ使用】

成年後見制度は2000年に導入された制度で、ご高齢や障がいにより認知機能が低下し、契約締結などに支障がある方々の財産管理に活用する制度である。テレビ、雑誌などで、この制度の運用に問題がある事例が多数あるとの報道もある。目黒区の事例に関しても一部、雑誌記事になっている。今回、足許10年間の様々な件数を区にヒアリングした。頂いたデータに基づき以下質問する。

(1) 直近5年は特に親族がいる方についても、8割～9割について区長申立が行われている。民法では本人や家族による開始申立が原則で、区による申立はその様な家族がいてもできない補完的権限といわれている。区が民事に介入する理由は何か伺う。

(2) 包括、社協、区の担当課等による、本人による後見等開始申立の支援件数について

ア 介護でいう要介護度のように後見制度には3つの程度があり、一番重い「後見」は民法上「判断能力が、いつも、何に対してもない状態」である。そうであるならば、後見を使うことの意味も分からず、支援しても手続きできないはずである。しかし、過去5年間で区は、6名の方自身による「後見開始の手続き」を支援している。これはどういうことか伺う。

イ 保佐や補助は、ある程度の能力がある状態とされる。そうであるならば「自分で代理人を選ぶ任意後見を勧めるのが通常」であり国の方針でも任意後見の推進が筆頭項目となっている。しかし区は、任意後見ではなく、家庭裁判所が代理人を選ぶ保佐や補助の支援を、過去5年間で計28件もしている。なぜ、自分で決める任意後見ではなく、裁判所があてがう、いうなれば特殊な保佐や補助に区民を導いたのか伺う。

(3) 雑誌記事（週刊東洋経済2023年4月8日号「特集：狙われる高齢者」）になった目黒区の事例に関して、目黒区社会福祉協議会が斡旋した弁護士で90歳の区民Aさんの後見人を引き受けたKさんは、立ち退きの裁判で不法行為があったとして弁護士会で懲戒調査にかけられているとのこと。不適切な弁護士を紹介し、区民に損害を与えたことについて

て、区としてどのような対応を取ったのか、この弁護士を紹介者リストから外しているか伺う。

質問者氏名 白 川 愛
目 安 時 間 30分

1 DX推進で区民生活を豊かにする道筋を明確にせよ

(1) 情報漏洩対策、業務整理の最適化は進んでいるか

事業の効率化を進める上では、特に業務の整理が大切です。業務の整理をする上で「人間がしている業務」と「ICTの方が効率的な業務」とを整理していくことがその第一歩です。

「人間がしている業務」は、「外注できる業務」「非正規でも出来る業務」「正規公務員でないと出来ない業務」などに分類されます。

今回の効率化で最も重要なのは「業務上のセキュリティ意識」です。各事務事業の中で「職員でなければ扱えない事務」「職員以外でも扱える事務」を、区長部局で一元化した共通意識として区別は出来ているのか伺います。

(2) ワンストップサービスへの対応は進んでいるか

DX推進は「行政の人がやっている事務」を効率化するため「ICT化を促進する」ものです。

「同じ言語で言い換えて簡単にする」簡易な翻訳作業にも似ています。事業なら人の手でやる業務をまず簡便化するのと同じです。必要、不必要な部分を切り捨てて整理する。付随作業で不要なものをカットする。これがDX推進における技術的に必要な業務です。「各事業の中の共通部分」を洗い出して「共通部分は統一的に処理する」ことが行政事務のDX推進に役立ちます。これはワンストップサービスの目指す姿に酷似しています。

ワンストップサービスが可能なレベルで、行政の事務事業の分類、共有できる業務、共通化できる作業についてはどこまで整理ができていますか伺います。

(3) 適切なスクラップのため事務事業評価などを活用せよ

各事業自体の「事務事業評価」はすでに何度も行われており、その

たびに整理しきれずに残ってきたものがたくさんあります。

政策の達成度、必要性、緊急性、こういったものを明確にするツールとしてのアウトカム測定について、活動指標と成果指標とを切り分け、見える化することについて、目黒区の取り組み状況全般を確認していく必要があります。

計画は常に「同じ人員、限られた人員の中で実施する」前提を忘れて見えているように見えます。明確な指針を定めた「事務事業評価」を早急に実施して、できるかぎりスムーズにDX推進が可能になるようにすべきと考えますが伺います。

(4) 区民生活を豊かにするDX推進に向けて期限を明確にせよ

DX推進は「区民生活を豊かにする」ためにあります。業務の改善や効率化により創出した労働力を区民サービスの向上に再分配していく。職員でなければできない業務に注力できる仕組みを構築する。区民に負担をかけていた様々な申請をできるかぎり効率化する。効率化で職員業務も減らす。しかしセキュリティの担保は必ずしていかなければならない。

DX推進においても以下の3つが求められるのです。

- ・危機管理：「情報漏洩対策・セキュリティ意識教育」
- ・業務整理：「ワンストップサービス可能な業務共有」
- ・余力創出：「実行するマンパワーを活かす業務軽減」

よりよい区民生活のため前述3点をふまえた「区民に向けた目線での期限設定」をお答え頂きたいと考えますが伺います。

質問者氏名 増 茂 しのぶ

目安時間 30分

第9期介護保険事業計画の策定について、区は保険者として高齢者の尊厳を守り、介護サービスを受けられるよう、高齢者の実態把握を行い、制度を充実させるべきと考える。

- 1 第8期介護保険事業計画についての評価と、それを第9期介護保険事業計画にどう活かしていくかを伺う。
- 2 介護保険制度は身体介護が中心となり、体が元気な認知症の方は制度か

ら外れてしまうことが多く、見守りが必要な認知症高齢者の実態はつかみにくい。認知症高齢者の実態の把握として、一人暮らしや高齢者のみの世帯の状態を全数調査すべきと考えるがいかがか。

- 3 認知症と診断された場合は地域の見守りが必要となる。介護保険外でできることとして、民生委員をはじめ、地域包括支援センターや医療機関との見守りネットワークを築くこと、また診断後、初回には訪問すべきと考えるがいかがか。
- 4 家族介護者の負担が増えていることや、ヤングケアラーの課題もあるため、緊急ショートステイを充実させるべきと考えるがいかがか。
- 5 介護士は日々、懸命に介護に従事しているが、報酬が低く仕事としてやりがいを持ちにくい状況にある。介護報酬は加算でなく基本報酬をあげるよう、国に求め、さらに人材確保できるよう進めるべきと考えるがいかがか。
- 6 警察との連携について、認知症高齢者が保護されたときに、警察官が人権を保障した適切な対応ができるよう、研修をするべきと考えるがいかがか。

質問者氏名 岸 大 介
目 安 時 間 3 5 分

1 通学路の交通安全確保と通行規制の取り組みについて

本区からの働きかけの甲斐もあり、令和元年に見直しが行われスクールゾーンの通行規制時間帯が現行の7：45～8：45へと変更された。

- (1) スクールゾーン規制時間帯変更後の評価・検証・整理と、スクールゾーン規制時間帯の実態把握の現状について、教育長の見解を伺う。
- (2) スクールゾーンをはじめとする通学路の交通安全対策について、区は目黒・碑文谷両警察との連携に関して、どのような形で関係を構築して、通学の安全を担保しているのか、区の見解を伺う。

2 学校施設の使用見直しの方向性について

学校施設の使用見直しという事では、様々な論点が存在し、貸室のあり方見直しの基本的な考え方（令和4年10月決定）のもと、整理されてゆくものと承知している。

- (1) 令和7年度開始に向けて、施設利用のルールの変更・設定を計画するにあたり、具体的な検討状況、課題整理の進捗を伺う。
- (2) 学校開放に関しては現在、「目的外利用」申請と、「学校開放運営委員会」への利用申請が併用され、複雑な内情を持っていると承知する。利用申請に関して、新制度に移行するにあたっての検討状況を伺う。
- (3) 公の施設使用料の見直し方針（案）（令和5年度改定）では、適切な受益者負担のもと、システム導入等で業務の効率化を促進するとの事であるが、その意図する所を伺う。

質問者氏名 竹 村 ゆうい

目 安 時 間 30分

1 子どもの権利の大切さを伝える取り組みについて

来年2024年は、日本が「子どもの権利条約」に批准してから30年という節目の年です。

「子どもの権利条約」とは、「子どもの最善の利益」を考慮して、子どもの権利があらゆる場面で実現されることを求めた条約です。

子どもは「保護の対象」ではなく「権利の主体」として認められています。大人が勝手に「子どもにいいこと」を決めつけ、それを押しつけることはできません。大人は子どもとの発達段階に応じたコミュニケーションを通じて「子どもの最善の利益」を実現していかななくてはなりません。

また権利条約では、子どもに意見表明権を保障しています。

これは子どもが自分に関係する全ての事柄について、自分の意見を表明し、その意見が十分に聴かれる権利を認めたものです。大人は子どもの意見を聴く機会を設けなければなりません。権利条約43条によって設置された独立機関「国連子どもの権利委員会」があり、この委員会の審査のために締約国は5年ごとに子どもの権利実現義務の進捗状況を国連に報告することが求められています。

2019年2月、国連子どもの権利委員会は日本が子どもの権利条約を守っていないことを指摘し、条約実現に向けたいくつかの課題を勧告しています。

差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰、家庭環境を奪われた子ども、性と生殖に関する健康及び精神保健、少年司法については、緊急に対応すべき課題として指摘されています。「離婚後の親子関係を規制する法律を改正し、子どもの最善の利益となる場合に子どもの共同親権を認めること」との勧告もされています。

すべての子どもたちは、大人と同じように権利を持っています。

子どもの権利を守ることは、大人の責任と義務です。

日本が1994年に権利条約に批准して以降、2001年に川崎市で初めて「川崎市子どもの権利に関する条例」が施行され、2005年には「目黒区子ども条例」が施行されています。

条例や啓発チラシ等の中では子どもの権利を尊重することの重要性は説かれていますが、守るべき大人と守られるべき子どもの双方が子どもの権利への認識がないこと、弱いことによって、子どもの権利が侵害されるという事案が日本各地で起こってしまっています。

子ども条例を謳っている目黒区だからこそ、子どもの権利を守っていく立場の大人に対して、そして「権利の主体」である子どもに対しても、子どもの権利の大切さを伝える取り組み、子どもの権利を守るためにはどういったことが必要なのかを認識させるための取り組みを更に進めていくべきと考えます。

- (1) 大人向け「子どもの権利勉強会」や講座等の開催について伺います。
- (2) 子ども向け「子どもの権利学習プログラム」の区立小・中学校での実施について伺います。

2 建て替えにより取り壊される区立学校の校舎の思い出づくり支援について

目黒区学校施設更新計画のなかで2021年から2030年までの10年間を第1期として、毎年1校ずつ着手する形で順次9校の建て替えが進められる予定となっています。

今年度は向原小学校での建て替えが始まっており、既にプールの解体工事が完了。その向原小学校の建て替えの始まりに際し、同校卒業生のダンスアーティストの企画により旧校舎の思い出を残すダンスムービーが撮影されました。

建て替え工事は長期に渡るため、通い慣れた校舎で卒業式を迎えられ

ない子どもたちも少なくありません。その校舎建て替えという貴重な機会を、在校生や卒業生が地域の方々と関わりながら一緒に楽しい思い出作りをしていくイベントに昇華すべきと考えます。

向原小学校のダンスムービー企画のように、学校関係者、卒業生、町会・住区住民会議、地域住民といった学校に縁のある方々が主体となって校舎の思い出を残す取り組みが進められるのが最も望ましいと思いますが、そこに目黒区にある様々な資源を旧校舎の思い出作りメニューとして提案・マッチングできるような支援策を創出するように求めたい。

建て替えにより取り壊される区立学校の校舎の思い出づくり支援について、見解を伺います。

質問者氏名 関 けんいち

目安時間 30分

1 デジタルデバインド対策について

私たちの生活の中で、スマートフォンの世帯保有率が、総務省の調べで2019年より80%を超え、直近の2022年は90.1%となっている。所有する方は多いと感じるが、使いこなしているか考えると、ご高齢になるにつれ、そうでもない答えをよく耳にする。人口減少社会や生産年齢人口の減少を迎えるにあたり、将来を見据えた生産性向上や業務効率化、手続きの簡素化、人手不足の解消等でDXに取り組むことは大事である。ただし、それに伴うデジタルデバインドへの対策については、常に気に留めて頂きたいと考える。例えば、デジタル商品券の購入がデジタルだけと聞いただけで、申請の仕方がわからないから購入しないなど、初めから投げ出している人が周囲には多くいるのを散見する。こうした状況を踏まえ、丁寧にデジタルの苦手感を払しょくする対策が必要だと考え、以下質問する。

- (1) 区民に対するデジタルによる申請書等の作成を考えるにあたり、はじめに、竹の子クラブ(旧老人クラブ)の方からの、扱いに対する正直な声を聴いてから、簡素化する要素を検討し、再度、竹の子クラブに確認しながら仕上げていけば、最適なものができると思うが、所見を伺う。
- (2) わからない人に優しく教え、見守りもしてくれるデジタル推進員を各

地区サービス事務所に1名駐在させ、デジタルでわからないことがあった場合、出向いてすぐにやり方を教えてあげたり、電話連絡においても、時間調整の上、教えに行く体制が組めれば、DXの取扱いが次第に地域に定着してくるのではないかと考えるが、所見を伺う。

2 住宅確保要配慮者への入居の促進について

民間賃貸住宅の入居については、住宅課で民間賃貸住宅の情報提供事業を行っているが、令和4年度に紹介できたのは16件、うち契約に結び付いたのは2件で成約率が12.5%。コロナ前の平成24～28年度の通算5年間での情報提供件数は156件、うち31件が契約を結ばれ成約率が19.8%と、直近の令和4年度よりも成果を出していた。一方、福祉総合課で受け付ける住まいの相談件数は134件にも上り、入居先を増やさないと困った状態が続く。目黒区は区営住宅595戸、高齢者福祉住宅232戸で、空きが出てても年間の入居可能戸数に限りがある。ある不動産会社ホームページを閲覧すると、民間賃貸物件の目黒区内件数が、44,253室(11/8時点)もあった。その中から協力してくれる賃貸人を見つける事が目黒区として取組むべき最善策だと考える。東京都が行う東京さきエール住宅の取組みで、家賃補助等をインセンティブに掲げ、入居にお困りの賃貸人に対しアプローチしていく事が、困難を突破する鍵になるのではないだろうか。

かつての予算総括質疑で、居住支援に関しては福祉部局と住宅部局が協力して対応に努めるようお願いの質疑をした際、当時の都市整備部長から、車の両輪でどちらかのタイヤが1個止まってしまうと、ぐるっと回って元へ戻ってしまうので、バランスよく前に進んでいきたいとの答弁を頂いてもおり、不動産関係団体との関係が深い住宅部局の考えを伺いたく、以下質問する。

- (1) 入居にお困りの方が区内で増えてきている。不動産関係団体と協力関係にある住宅課の強みを発揮し、不動産関係団体との協力を取り付け、民間賃貸人に対し、居住支援制度の説明をするなど働きかけを推進する事について、取組むべきと考えているが、所見を伺う。
- (2) 品川区では、住宅確保要配慮者入居促進事業が、令和3年11月末から事業が開始された。この事業は、住宅確保要配慮者に、民間賃貸住宅の斡旋を行い、入居に至った場合には、賃貸人と不動産事業者に対して

6万円ずつ支給され、事業当初から令和4年6月末の7か月間の進捗が、登録不動産事業者数61社、斡旋が108名、契約に結び付いたのが54件と、実に50%の成約率だと聞く。こうした状況を捉え、住宅課の方で不動産関係団体と連携し、入居にお困りの方への対策として、賃貸人に対しアプローチを図るべきだと考えるが、所見を伺う。

質問者氏名 鈴木 まさし

目安時間 50分

1 0次予防による健康増進について

2025年問題が2年後に迫っている。我が国の後期高齢者数が全人口の17.8%になると推計され、医療と介護関連費が急激に増加することで様々な社会問題が生じる。2025年問題を間近に控えて、予防医学では新たに0次予防が注目されている。0次予防は健康的な生活習慣や行動ができるように地域や社会を整備することで、超高齢社会の様々な課題解決に向けて取り組んではいかかがか。

2 新たな空き家を発生させない対策について

平成28年度に目黒区空き家等実態調査が実施された。目黒区の空き家の実態は、全国でも少ない地域であり、新たな空き家が発生しても高い不動産流通により解消される地域であると認識された。

(1) 新型コロナの感染拡大以降、約3年間にわたり不動産流通が大きく低下したため、国が令和5年度に実施する住宅・土地統計調査の結果を踏まえながら、現在の空き家の状況を調査してはいかがかがか。

(2) 空き家の少ない目黒区では、新たな空き家を発生させないことが重要になる。お家のエンディングノートは、お住まいの家をどのように引き継いでいくのか事前に意思を記しておくため、新たな空き家の発生防止に有効なツールとなる。新たな空き家を出さない対策のひとつとして啓発してはいかがかがか。

3 落書き防止条例の制定について

目黒区では、落書き対策として区民への落書き消去剤の貸与や落書き消去活動団体への用具購入経費補助等に取り組んでいるが、現実には消しては書かれ消しては書かれを繰り返し、落書きを消す側は膨大な時間と

労力を費やすばかりである。落書き対策を現行の落書き消去活動から転換し、落書きされないまちを目指して落書き防止条例の制定を検討してはいかがか。

4 目黒区独自の公立小・中学校の魅力創出について

目黒区の公立小・中学校への進学率向上は長年の課題である。私立や区外の小・中学校に進学した児童・生徒の地域への関わりや帰属意識が低くなることも課題であり、公立小・中学校の魅力づくりで進学率を向上させることが必要である。

- (1) 小・中学校に「アントレプレナーシップ教育」を導入し、目黒区独自の魅力を創出してはいかがか。アントレプレナーシップ教育は、起業家精神と起業家的資質を有する人材を育成する教育で、社会で活躍する人材育成教育として導入を検討してはいかがか。
- (2) 小学校の「午前5時間制」を目黒区独自の魅力創出に活かしてはいかがか。40分授業午前5時間制は、従来の45分授業を40分に短縮することで生み出した新たな時間を午後の時間帯に独自の教育プログラムとして活用するものである。令和8年度からは全ての小学校で午前5時間制が導入されることになり、小学校の魅力として推進してはいかがか。
- (3) 部活動の地域移行を目黒区の中学校の魅力づくりに活かしてはいかがか。部活動の設置状況で進学する中学校を選択する児童も一部にはいる。現在ある部活動の地域移行だけではなく、需要が高い部活動を新設することで、部活動選択肢が豊富な中学校の魅力づくりに取り組んではいかがか。

以 上